

【1 解説文】 上武村々世直し取締り廻状（慶応四年：一八六八）〈B〉

（包紙）

「<sup>（包紙）</sup> 壱封刻付ヲ以、早々継送り  
〈壱封刻付けを以（もつ）て、早々継ぎ送り〉

御届もの也  
御届もの也

倉ヶ野□（宿力）

役□（人カ）

岩鼻

廻状 御役所

（朱書）

「大急」申ノ下刻 吉井町始」

上・武州村々之もの共、大勢申合

〈上・武州村々のもの共、大勢申し合わせ〉

徒党いたし、質屋・酒屋或者

〈徒党いたし、質屋・酒屋或（ある）いは〉

身元之もの共江種々難題申懸、

〈身元のもの共へ種々難題申し懸け、〉

及レ断候もの者居宅打毀、又者

〈断わりに及び候ものは居宅打ち毀（こわ）し、又は〉

焼払杯いたし候二付、夫々出役

〈焼き払杯（など）いたし候に付、夫々（それぞれ）出役（しゅつやく）〉

差出相制、追々召捕候ものも有レ之、

〈差し出し相制し、追々召し捕らえ候ものもこれ有り、〉

右者全く小前之もの、困窮より

〈右は全く小前（こまえ）のもの、困窮より〉

事起候哉二相聞、右等之義者神

〈事起こり候哉に相（あい）聞こえ、右等の義は神〉

妙二御役所江願出候得者、何れ

〈妙に御役所へ願い出候えば、何（いず）れ〉

に敷いたし方も可レ有レ之処、不レ恐ニ

〈に敷（か）いたし方もこれ有るべき処、公辺を恐れず〉

公辺一、自己ニ乱妨狼藉およひ候者、  
〈自己に乱妨狼藉（ろうぜき）におよび候者〉

強盜・押込も同様ニ而、難ニ捨置一候間、  
〈強盜・押し込みも同様にて、捨て置き難（がた）く候間〉

密々探索之上、頭取・重立候もの者  
〈密々探索の上、頭取（とうどり）・重立ち候ものは〉

召捕、吟味之上、可レ行ニ罪科一候得共、  
〈召し捕らえ、吟味の上、罪科（ざいか）に行うべく候えども〉

畢竟無躰ニ被レ勸、無罪之小前共  
〈畢竟（ひつきよう）無躰（むたい）に勧められ、無罪の小前共〉

其党ニ加り、終ニ御仕置請候様ニ而者  
〈其（そ）の党に加わり、終（つい）に御仕置き請け候様にては〉

歎敷次第第二付、右之趣村役人共より  
〈歎（なげ）かわ敷き次第に付、右の趣（おもむ）き村役人共より〉

小前壺人別能々申論、心得違無レ  
〈小前壺人別（にんべつ）能々（よくよく）申し論し、心得違（これ無き）

之様いたし、此節柄之義農業精出し、決而悪事ニ携不レ申、村内限取締相  
〈様いたし、此（こ）の節柄の義農業精出し、決して悪事に携わり申さず、  
村内限り取り締まり相〉

立候様可ニ取計一候、  
〈立ち候様取り計るべく候〉

右之趣得ニ其意一、組合限不レ洩様  
〈右の趣き其の意を得、組合限り洩（も）れざる様〉

可ニ相触一候、此廻状村名下令ニ受印一、早々  
〈相触れべく候、此の廻状村名下に受け印せしめ、早々〉

順達、留村より可ニ相返一者也  
〈順達、留まり村より相返すべき者也〉

辰二月晦日 岩鼻 御役所印